



2016.3.7
コチ コンサルティング

明日3月8日は中国では婦女節です。国家法規では一部の国民に付与される法定休日に分類されます。労働関連法規では、出勤しても残業手当の付与は不要とされており、運用は企業にゆだねられた形ですが、本年は2年ぶりに平日となり、このところお問合せが集中しています。

“会社が休暇としていないにも関わらず、明日半日休日をとる女性社員が出た場合は、欠勤扱い？”
本号では、婦女節にかかわる情報並びに、一部の公民に付与される国家休日に関してご報告いたします。

内容 【人事・労務情報】

- 3月8日 婦女節の取り扱い
 - 一部の公民に付与される国家休日
- 【ご案内】 CoChi膝づめ研修会『2016年環境変化に対応する就業規則への改定研修会』

人事・労務情報

■ 3月8日 婦女節の取り扱い

3月8日は、国务院《全国祝日及び記念日休暇付与方法》に一部の公民に付与される休日、“婦女節”であり、「婦女に半日の休暇を付与する」と規定されています。

祝日の意義は、国際婦人デーにあたり、女性の社会・政治参加を祝するもので、「社会や企業の祝賀行事に参加するために休暇を取得した場合、正常な賃金を支払はなくてはならない」とされています。

一方、労働・社会保障局通知[2000]18号では、雇用企業は、婦女節休暇を付与した場合は正常な賃金を支給しなくてはならないが、出勤した場合は休日残業手当の付与は不要としています。

【企業の運用実態】

・休暇付与企業の比率

弊社調査では日系企業では8割近くが女性節には休暇を付与していません。調査回答の全ての企業が、出勤に対する残業手当は付与していません。

・休暇を付与する場合の検討事項

休暇時間：法規では“半日の休暇”とのみ記載されています。自社の就業規則にさだめる半日の休暇の規定に従うことが合理的です。半日休暇の規定例は下記；

- ①一日4時間まで
- ②午前半休：9時～13時、午後半休：14時～18時（いずれも昼食休憩を含まない）

休暇使用期間：大勢の女性社員の一斉休暇を避けたい場合、「3月中に事前申請のうえ取得、期間内に申請しない場合は、権利喪失とする」等と就業規則で規定することが必要です。

・その他の施策

祝日の意向を考慮し、対象者にささやかなプレゼントを労働組合や会社から配布する会社は少なくありません。

NAVI 会社規定では休暇付与の明示なし。3月8日に無断で半日出勤しない場合の処理は？

会社規定に婦女節の対応を明示しておらず、休暇取得許可を公示（口頭を含む）していない場合、無断欠勤の処理とすることが可能です。無用なトラブルを避けるため「3月8日は当社は女性社員に休暇を付与しない、休暇を取得する場合は有給休暇を申請すること」等を公示（口頭を含む）することが望ましいと思われます。

■一部の公民に付与される休日

中国の法定祝日は《全国祝日及び記念日休暇便法》において “全公民対象休暇”と“一部公民対象休暇”が規定されています。

- ・全公民対象休暇は土日（休息日）と重なった場合は、土日の休暇分を別途補充休暇として設定する。
- ・一部公民対象休暇が土日と重なった場合は、補充休暇は設定しない。

一部公民対象休日	期日	期間	対象
婦女節	3月8日	半日	女性
青年節	5月4日	半日	28歳未満の青年
児童節	6月1日	1日	14歳以下の児童
人民解放軍建軍記念日	8月1日	半日	現役軍人

* 地方政府は少数民族の習慣等を鑑みて休日を設定する。

* その他の記念日（二七記念日、教師節、記者節等）は一般的に休暇とはしない。

NAVI 一部の公民に付与される休日の留意点

5月4日青年節：中国独特の休日です。法規では、対象者は「14歳以上の青年」とされています。中国では“青年”は28歳未満と定められており、実務上は14歳から27歳までの男女が対象です。中国共産党青年団は14歳から27歳までの青年に団員資格があり、共産党青年団政策に基づく休暇ともいえます。

外資系企業では休暇の付与率は婦女節よりさらに低いのが実態です。

6月1日児童節：1日の休暇付与の対象者は14歳以下の児童であり、学校、幼稚園等は休校または、両親参加のイベントを開催します。企業にとっては、子供を持つ社員への特別休暇を福利制度として検討する余地のある祝日です。

ご案内

★4月20日（水）花園飯店にて開催。日本人管理者向け就業規則勉強会

★詳細：<http://cochicon.com/0420seminar/>

CoChi 膝づめ研修会 【2016年 環境変化に適応する就業規則への改定】

新しい事業・社会・生活環境変化に対応する労働契約書・就業規則の改定ポイントをご指南いたします。

- ・一人っ子政策廃止にともなう休暇制度の見直し
- ・無固定労働契約（終身雇用）、長期就労へ適応する規定への修正
- ・社会環境変化に応じた出張規定、福利規定等の改定ポイント …

事業環境の変化にともなう、異動や出張の増加、社会環境の変化にともなう一人っ子政策の廃止、定年年齢の引き上げ（予定）、生活環境変化にともなう自動車通勤、第二子出産の増加…人事労務管理も新常态に突入している感があります。

今回のCoChi 膝づめ研修会では、「変化する労務政策に対応し会社權益を担保する」「多様な人事労務トラブルから会社を守る」「従業員のモチベーションを向上させる」ための就業規則の改訂について、日本人管理者向けに解説をいたします。

- * 日本人管理者には理解しづらい労働政策、労働法規について、日本人の立場からご説明いたします。
- * 当日は実際に就業規則をご持参いただき、参加者ご自身に自社規定を検証していただきながら進みます。